

第 19 回教育委員会

令和元年 10 月 15 日
午後 3 時 30 分
大阪市教育センター

案 件

報告第33号

「地域と学校の協働による生涯学習の推進について（社会教育委員会
会議意見具申）」にかかる答申について

序章：生涯学習大阪計画の経過

- 第1次計画(1997～2005)「人間尊重の生涯学習都市・大阪」
「基本的人権、自由、民主主義、ノーマライゼーション等の人間尊重の考え方を基本として、一人ひとりが人生のあらゆる段階や場面において、できる限り自己実現をめざし、自己に適切な手段・方法を選んで、自ら進んで行う自己教育活動であるとともに、学習者がその成果を社会に広げ、よりよい社会への変革を担っていくことができるための学習」
- 第2次計画(2006～2016)「自律と協働の生涯学習社会をめざして」
これまでの考え方に加え、「市民一人ひとりが身近な問題について主体的に考え、ともに解決にあたるという、自律と連携する力である『市民力』を養得するための学習」も含む
- 第3次計画(2017～2020)「ひと、まち、まなびをつなぐ生涯学習」
これまでの考え方を継承し、「市民同士交流を円滑化する中で、連携による新たな学習や価値を創造していく取組」を加える

第1章：生涯学習を取り巻く状況

1. 社会状況

- ①少子高齢化の進展・人口減少社会の到来
②グローバル化の進展と市民・子どもの課題の多様化
③情報化社会の進展

2. 地域と学校に関連する国の施策等の動向

- ①社会教育の動向(社会教育法改正「地域学校協働活動」)
②学校教育の動向(新学習指導要領、学校運営協議会)

3. 大阪市の関連施策の状況

こども・子育て支援計画、こどもの貧困対策推進計画ほか

4. 市民意識(H30世論調査結果)

◆一定期間継続した生涯学習活動の実施率は45.9%

第2章：大阪市の教育コミュニティづくりの現状と課題

1. 「教育コミュニティづくり」と「地域と学校の協働」について
・大阪市の教育コミュニティ(定義)：地域社会の共有財産である学校を核とし、地域社会の中で、さまざまな人が継続的にこどもに開かれたシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで、子どもの健全な成長発達を促していくこととするもの。かつての地域的コミュニティに加えて、少子・高齢化等が進む新しい時代のコミュニティとして、学校・家庭・地域社会の協働をめざすものである。」「(第3次生涯学習大阪計画)」
2. 教育コミュニティづくりの現状把握と検証
・小学校区教育協議会一はぐみネットワーク事業
・学校元気づけアップ地域本部事業
・生涯学習ルーム事業
・放課後の子どもの居場所づくりの取組
・その他関連する取組
3. 教育コミュニティづくり全体の課題について
・学校と地域の連携についての課題
・小中連携、小学校区と中学校区の連携
・地域と学校をめぐり施策上の課題

第3章：地域と学校の協働による生涯学習の新たな展望

1-①(1) 人・地域・学校のつながりの強化
～ネットワークとセーフティネットの視点～

地域と学校の課題解決に資する生涯学習の推進
↑
多様な大人が見守るゆるやかな「セーフティネット」の広がり
↑
「地域の教育力」の向上
↑
人・地域・学校のつながり「ネットワーク」の強化
子どもの「教育」と「生活」を支える視点/大人も学び合う視点

1-②(2) 地域の生涯学習を支える人づくり

- ◆多様性(ダイバーシティ)の視点
・女性、外国籍住民、障害のある人、子どもなど市民の多様な性目に向け、自発的・主体的な活動の担い手として参画
・人権の尊重、当事者の声を活かした相互理解が重要
◆地域の「コーディネート」の重要性
・高い人権感覚、豊かなコーディネート能力
・コーディネーターを支えるしくみ・環境づくり
◆学校と地域の協働の重要性
・社会に開かれた教育課程の実現
・「学校における働き方改革」の視点

2. 具体的方策

- (1)子どもをめぐり社会的課題へのアプローチ
・子どもの貧困問題、いじめ、児童虐待、不登校、子どもの自尊感情、生きる力、協働による新たな教育の創造
(2)多文化共生・人権の視点
・多文化の子どもたち・その親への支援、多文化を強みに
(3)新しい学習課題と地域での学び合い
・新学習指導要領、現代的・社会的課題、大人の学び
(4)担い手のあり方とネットワークの形成について
・活動を担う立場の視点、多様性(ダイバーシティ)
(5)大阪市の強みを生かした新たな取組について
・大阪市民の「市民力」、生涯学習ルーム事業ほか

第4章：今後の大阪市の生涯学習施策のあり方について 基本理念「つながり、支え合い、共に育つ」生涯学習

1. 次期「生涯学習大阪計画」に向けて～「つながり、支え合い、共に育つ」生涯学習～
・地域と学校の協働によって、個々には達成できないような、相乗的な成長を互いに享受する
2. 今後の生涯学習・社会教育行政のあり方について
・生涯学習大阪計画は全体的な計画として、教育振興基本計画(学校教育)と連携して効果的に推進
3. その他、生涯学習の推進に必要な視点
・人生100年時代に求められる生涯学習、すべての人が学び活躍できる「生涯学習社会」をめざして

地域と学校の協働による生涯学習の推進について
(意見具申)

令和元年 10 月

大阪市社会教育委員会議

令和元年 10 月 15 日

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市社会教育委員会議
議長 神部 純一

大阪市社会教育委員会議においては、地域と学校の協働による生涯学習の推進について、
別記のとおり、意見を具申します。

地域と学校の協働による生涯学習の推進について（意見具申） 目次

序 章 本意見具申について

第1章 生涯学習を取り巻く状況

1 社会状況

- (1) 少子高齢化の進展・人口減少社会の到来2
- (2) グローバル化の進展と市民・子どもの課題の多様化2
- (3) 情報化社会の進展3

2 地域と学校の協働に関連する国の施策等の動向

- (1) 地域と学校の協働に関連する社会教育の動向3
- (2) 地域と学校の協働に関連する学校教育の動向5

3 大阪市の関連施策の状況

- (1) 生涯学習大阪計画7
- (2) 大阪市教育振興基本計画7
- (3) その他関連する施策
 - ①大阪市こども・子育て支援計画8
 - ②大阪市こどもの貧困対策推進計画8
 - ③大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画9
 - ④大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画9
 - ⑤大阪市外国籍住民施策基本指針9

4 市民意識

- (1) 世論調査の概要9
- (2) 結果の概要10

第2章 大阪市の教育コミュニティづくりの現状と課題

- 1 「教育コミュニティ」づくりと「地域と学校の協働」について13

2	教育コミュニティづくりの現状把握と検証	
(1)	小学校区教育協議会一はぐくみネット事業	13
(2)	学校元気アップ地域本部事業	15
(3)	生涯学習ルーム事業	16
(4)	放課後の子どもの居場所づくりの取組（児童いきいき放課後事業他）	18
(5)	その他関連する取組（学校図書館活用推進事業、学校体育施設開放事業）	19
3	教育コミュニティづくり全体の課題について	
(1)	学校と地域の連携についての課題	20
(2)	小中連携、小学校区と中学校区の連携	20
(3)	地域と学校をめぐる施策上の課題	21
第3章 地域と学校の協働による生涯学習の新たな展望		
1	地域と学校の協働による生涯学習の推進に向けて	
(1)	人・地域・学校のつながりの強化～ネットワークとセーフティネットの視点～	23
(2)	地域の生涯学習を支える人づくり	24
2	具体的方策について	
(1)	子どもをめぐる社会的課題へのアプローチ	25
(2)	多文化共生・人権の視点	26
(3)	新しい学習課題と地域での学び合い	28
(4)	担い手のあり方とネットワークの形成について	28
(5)	大阪市の強みを生かした新たな取組に向けて	29
第4章 今後の大阪市の生涯学習施策のあり方について		
1	次期「生涯学習大阪計画」に向けて	31
2	今後の生涯学習・社会教育行政のあり方について	31
3	その他、生涯学習の推進に必要な視点	32
資料編（参考データ）		33

序章 本意見具申について

教育基本法第3条においては、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と「生涯学習の理念」が謳われている。

このように、生涯学習とは、市民一人ひとりが自由な意思に基づいて、必要に応じて、自分に適した手段、方法を選択して、いきいきと豊かな生活を目指して、生涯を通じて行う学習をいう。

大阪市においては、平成4（1992）年に最初の「生涯学習大阪計画」（計画期間：平成4（1992）年～平成17（2005）年）を策定、それぞれの学習圏に応じた生涯学習支援システムの構築、総合生涯学習センターや市民学習センターの整備、生涯学習推進員をはじめとする市民ボランティアの育成など、今日の生涯学習振興の礎となる施策を進めてきた。

平成18（2006）年に策定した第2次計画（計画期間：平成18（2006）年～平成28（2016）年）では、「自律と協働の生涯学習社会をめざして」を基本理念とし、市民が学んだ成果をまちづくりに活かすという、「まなび」と「行動」が循環する「循環型の生涯学習社会」づくりをめざすこととし、学習圏を「広域」「区域」「地域」に再設定し、取組を進めてきた。

さらに、平成29（2017）年に策定した第3次計画（計画期間：平成29（2017）年～令和2（2020）年）では、「ひと、まち、まなびをつなぐ生涯学習」を基本理念に据え、ひと、まち、まなびのつながりによって新たな学習や価値を創造することで、社会全体が発展する「持続可能な豊かな生涯学習社会」をめざすこととしている。また、第3次計画においても第2次計画の学習圏（広域・区域・地域）の考え方を継承しつつ、「教育コミュニティづくり」と学校との連携・学校教育支援を安定的に進めるために、これまで「小学校区」を基本としてきた「地域」学習圏の考え方を「中学校区」にまで拡張できることとした。

これまでの生涯学習計画において、「教育コミュニティ」とは、地域の共有財産である学校を核とし、地域社会の中で、さまざまな人々が継続的に子どもにかかわるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで、子どもの健全な成長発達を促していこうとするものであり、これまでの地縁的コミュニティに加えて、少子・高齢化等が進む新しい時代のコミュニティとして、学校・家庭・地域社会の協働をめざすものと位置付けている。

本意見具申では、「地域と学校の協働による生涯学習の推進」に関して、主に生涯学習における学校教育の支援という観点や、社会教育の領域から言及することとする。

第1章 生涯学習を取り巻く状況

1 社会状況

(1) 少子高齢化の進展・人口減少社会の到来

我が国における総人口は、平成 29 (2017) 年 10 月現在、1 億 2671 万人となっており、高齢化率 (65 歳以上の人口が総人口に占める割合) は 27.7% となっている (資料編: 図 1)。また平均寿命も、平成 28 年 (2016) 年現在、男性が 80.98 歳、女性が 87.14 歳となっており、人生 100 年を見据えたライフスタイルが模索されはじめている。その一方で、総人口は、長期の人口減少過程に入っており、出生数についても減少を続けている。

こうした中、今後の少子高齢化する社会においては、生産年齢人口の割合の減少、単身高齢者世帯の増加等によるコミュニティの弱体化が懸念されており、それへの対応が求められている。

(2) グローバル化の進展と市民・子どもの課題の多様化

我が国において国際化が急速に進展しており、在留外国人数については、平成 25 (2013) 年以降右肩上がりに増加している。日本で暮らす外国人 (在留外国人) 数は、約 263 万人となっている (資料編: 図 2)。外国籍住民の激増により、地域社会において新たな課題が生じ、多文化共生の実現に向けた対応が求められている。

外国人労働者受け入れ拡大の転機といえるのが、平成 31 (2019) 年 4 月の入管法改正である。これに先立ち、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与することが目指されている。

このようなグローバル化の進展に加え、市民・子ども・家庭の多様化が進むことにより、さまざまな社会的課題が顕在化してきている。とりわけ、近年になって大きな問題になっているのは、「子どもの貧困」をめぐる問題である。我が国の子どもの相対的貧困率¹は、長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇し、一旦の改善は見られたものの、依然として 13.9% と高い水準にある (資料編: 図 3)。また、国際的に見ても、OECD (経済協力開発機構) が公表している子どもの相対的貧困率についても加盟国 34 か国中 25 位という高い水準にある (資料編: 図 4)。

貧困問題は、単に「経済的貧困」にとどまらない。むしろ、社会関係資本 (ソーシャル・キャピタル)²の欠如など、社会的孤立、社会的排除の問題と関わる「社会的貧困」として捉える必要があり、また、障がいなどの問題も含めて、子どもをめぐる諸問題一いじめ、児

¹ 属する社会における平均的な生活水準よりも相対的に低い所得水準 (相対的貧困) にあるものの割合。
(参考) 「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況」

² 「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴であり、共通の目標に向かって協調行動を導くもの。信頼に裏打ちされた社会的なつながり、豊かな人間関係。

虐待、不登校などを踏まえて、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）³の観点から包括的（インクルーシブ）な社会づくりを考えなければならない。

（３）情報化社会の進展

近年、ICT（Information and Communications Technology：情報通信技術）はより進化し、情報化社会が飛躍的に進行している。IoT⁴や AI（人工知能）などの技術革新により、少子高齢化、コミュニティの弱体化をめぐる課題が克服される可能性が期待できる一方、情報格差（デジタルデバイド）の問題やインターネット利用をめぐる負の部分にも注視することが必要である。

２ 地域と学校の協働に関連する国の施策等の動向

（１）地域と学校の協働に関連する社会教育の動向

平成 27（2015）年、中央教育審議会より、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」が答申された。地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘された。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化を深める中、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。

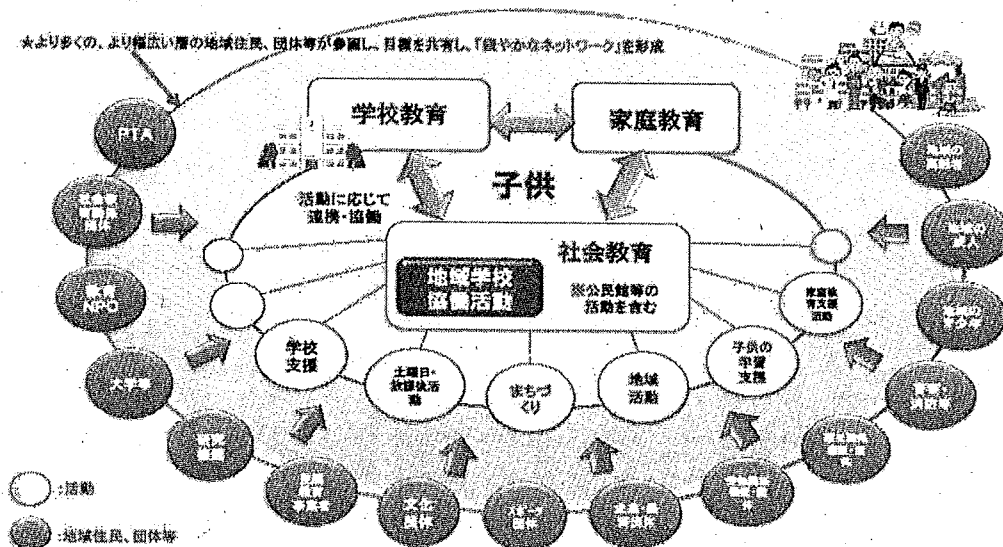
これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総がかりでの教育の実現を図る必要があると指摘されている。この答申を踏まえ、平成 29（2017）年に社会教育法が改正され、いわゆる「地域学校協働活動」が法的に位置付けられた。これは、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現を目指すものである。

³ 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

⁴ Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と訳され、「様々な物がインターネットにつながる」「インターネットにつながる様々な物」を指す。

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地域団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

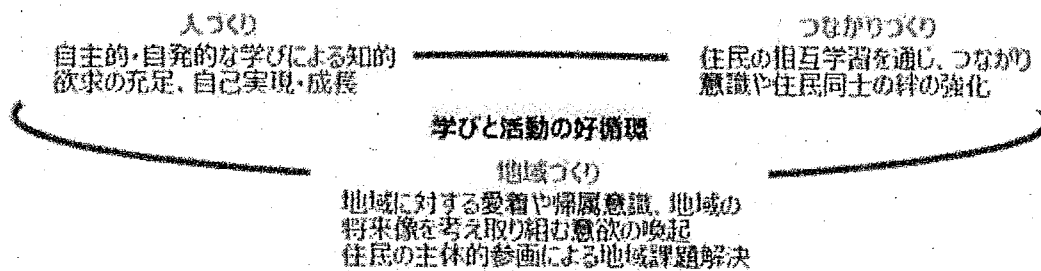


生涯学習の推進には、学校教育・家庭教育・社会教育が一体となって取り組まれることが必要である。家庭教育については、乳幼児期からの連続性を踏まえ、社会教育との連携による家庭教育に対する支援や、学校教育との連携による家庭教育の推進などが期待される。

さらに、平成 30（2018）年 12 月には、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（中央教育審議会）が答申された。

地域における社会教育の意義と果たすべき役割として、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が示された。持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要であり、だれもが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要である。社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を有している。

この答申では、新たな社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育の実現」が掲げられている。住民の主体的な参加のためのきっかけづくり（社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化）、ネットワーク型行政の実質化（社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働）、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍（学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し）などにより、「開かれ、つながる社会教育」の実現を目指すものである。



なお、これに先立つ平成 29 (2017) 年 3 月には、「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理 (概要)」(学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議)において、「学びの成果を地域づくりの実践につなげる『地域課題解決学習』を社会教育の概念に明確に位置付ける」ことが求められている。

(2) 地域と学校の協働に関連する学校教育の動向

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(平成 27 (2015) 年)に続き、平成 29 (2017) 年には、新しい学習指導要領等が示された。幼稚園等は平成 30 (2018) 年度から、小学校は令和 2 (2020) 年度から、中学校は令和 3 (2021) 年度から全面实施となる。

これからの教育課程の理念として、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。」ことが示された。ここで主眼となる視点が「社会に開かれた教育課程」である。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

(新しい学習指導要領の考え方 文部科学省資料より)



また、平成 29（2017）年に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（いわゆる地教行法）が改正され、教育委員会が学校や地域の実情に応じて「学校運営協議会」（＝学校の運営に関して協議する機関）を設置することが努力義務化された。学校運営協議会では、「校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること」、「学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができること」などが定められた。この学校運営協議会を設置している学校を「コミュニティ・スクール」という。これは、これまでの「開かれた学校」からさらに一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指すものである。

なお、現在、「大阪市立学校活性化条例」に基づき設置されている大阪市の「学校協議会」は、「校長が作成する学校運営の基本方針について意見を述べる」に留まっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律上の学校運営協議会には該当していない。努力義務化を踏まえ、今後の検討が必要である。

さらに、平成 31（2019）年 1 月に答申された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中央教育審議会）において、学校における働き方改革の目的について、「学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、（中略）自らの人間性や創造性を高

め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」、「学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切」と述べられている。

学校・教師が授業以外にも様々な業務を担っている実態に鑑み、業務の負担軽減を視野に入れた「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」を進める一方、それら働き方改革は「社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの」と指摘されている。このような趣旨を踏まえ、教育課程の編成・実施においても、総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるよう見直すことが必要であることなどが示されている。

3 大阪市の関連施策の状況

(1) 生涯学習大阪計画

「生涯学習大阪計画」は、教育基本法による生涯学習の理念「国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」の実現にむけ、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえて、大阪市におけるこれからの生涯学習推進にむけての視点、総合的かつ長期的に講ずべき施策の方向性とその内容を明らかにすることを目的としている。大阪市における局・室等及び区役所で実施している施策・事業に関して、生涯学習の観点からとらえ、本市の生涯学習に関する施策全体を網羅し、体系的に記載する計画である。

平成 29 (2017) 年 3 月に策定した、第 3 次「生涯学習大阪計画」は、「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」を基本理念に掲げ、これからの大阪市は、市民活動の支援として、市民力の育成とともに、大阪市が育ててきた多くの有為な「ひと」、市民主体で進めてきた「まち」づくり、豊かな地域文化、自然環境などの財産を生かしながら、「ひと」と「まち」、そして多様な「まなび」をつなぐネットワークづくりという「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」をすすめるとしている。さらに、その中で、「まなびの循環」「知の循環」を促進し、さらなる「ひと」と「ひと」、「ひと」と「まち」のつながりをつくり、新たな学習や価値を創造することで、社会全体が発展する「持続可能な豊かな生涯学習社会」をめざすとしている。

(2) 大阪市教育振興基本計画

大阪市教育振興基本計画（平成 29 (2017) 年 3 月策定）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に位置付けられている。この計画は、幼児教育に始まり、小学校及び中学校における義務教育、そして高等学校教育までの学校園に関する教育施

策とともに、生涯学習に関する教育施策は地域に開かれた学校づくりにとって重要なものとなることから、生涯学習に関する教育施策を対象範囲としている。よって、平成 29(2017) 年 4 月以降の本市における生涯学習推進の基本的な考え方と方向性を示す第 3 次「生涯学習大阪計画」(平成 29(2017) 年 3 月策定)と理念を共有している。

同計画においては、最重要目標として、「1 子どもが安心して成長できる安全な社会(学校・家庭・地域)の実現」と「2 心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」が掲げられている。

生涯学習との関連でいえば、最重要目標 2 において、「地域に開かれた学校づくりと生涯学習の支援」が挙げられており、学校や地域における教育課題の解決に向け、学校・家庭・地域が協働して、社会総がかりで教育コミュニティづくりを推進し、あわせて生涯学習に取り組む市民がその成果を地域に還元する活動を学校支援につなげていくことがめざされている。

(3) その他関連する施策

①大阪市こども・子育て支援計画

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域におけるこども・子育て支援の充実及び将来の大阪を担う次世代の育成を図るため、こどもや青少年と子育て家庭への支援を中心として、集中的・重点的に取り組む施策や事業を盛り込んだ「大阪市こども・子育て支援計画」

(平成 27(2015) 年)を策定している。この計画では、次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み育てることに安心と喜びを感じることできる社会を、社会全体で実現することをめざしている。子育て支援施策は、家庭教育はもとより、地域と学校の協働に深くかかわる施策である。

②大阪市こどもの貧困対策推進計画

子どもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、多岐にわたる分野が横断的に連携して取り組む必要がある。そこで、大阪市を挙げて、こどもの貧困対策を総合的に推進する観点から、関連する施策を体系的にとりまとめ、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」(平成 30(2018) 年 3 月)が策定されている。この計画では、すべての子どもや青少年が、その生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持って何事にも前向きに取り組み成長し、他者とともに社会の一員として自立して活躍できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現することを目指している。

「大阪市子どもの生活に関する実態調査」(平成 28(2016) 年度実施)の結果からは、世帯の経済状況や生活状況が、子どもや青少年の生活や学習理解度にも影響を与えていること、ひとり親世帯や若年で親となった世帯の経済的な厳しさなどが確認された。世帯の経済状況や生活状況は子どもには責任はないことから、世帯の状況にかかわらず、すべての子ど

もや青少年が、生きる力を備え、心豊かに未来を切り開いていけるよう支援する必要がある。

③大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現を目指し、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）」が策定されている。その中では、市民による自主的活動への支援として「高齢者の社会参加と生きがいづくり」「ボランティア・NPO 等の市民活動支援」などに取り組むものとされている。

④大阪市障がい者支援計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画

「障害者基本法」においては、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としている。大阪市では、この基本理念にのっとり、これまでの取組や障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、「個人としての尊重」「社会参加の機会の確保」「地域での自立生活の推進」という基本方針を引き継いでいる。

⑤大阪市外国籍住民施策基本指針

この指針は、前指針の「基本指針の目標」である「外国籍住民の人権の尊重」、「多文化共生社会の実現」、「地域社会への参加」を 3 つの目標を踏襲し、引き続き総合的かつ効果的に外国籍住民施策を推進することとしている。基本指針の理念として、「共生社会とは、多様な価値観や文化を認めあう社会であり、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として不当な社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、社会参加できる創造的で豊かな社会です。『大阪市外国籍住民施策基本指針』はこうした共生社会の実現をめざします。」としている。

このように、大阪市においては、生涯学習に関連するさまざまな諸計画があるが、それぞれの目的や理念を理解しながら、施策横断的な視点を持つことが必要である。これらに共通する、当事者の自立や社会参加、地域社会への参画といった理念を共有しながら、今後の「地域と学校の協働による生涯学習の推進」を検討していくことが重要である。

4 市民意識

（1）世論調査の概要

平成 30（2018）年 12 月から平成 31（2019）年 1 月にかけて「生涯学習について」の世論

調査が実施された。本調査は、大阪市内に在住する 18 歳以上の市民を対象に、住民基本台帳より無作為に 2,500 標本を抽出し、郵送調査により行われた。回収率（到達標本数に対する回収率）は 44.6%、有効回答数は 1,115 であった。以下、結果について特徴的な部分を抜粋して分析する（結果の詳細については資料編参照）。

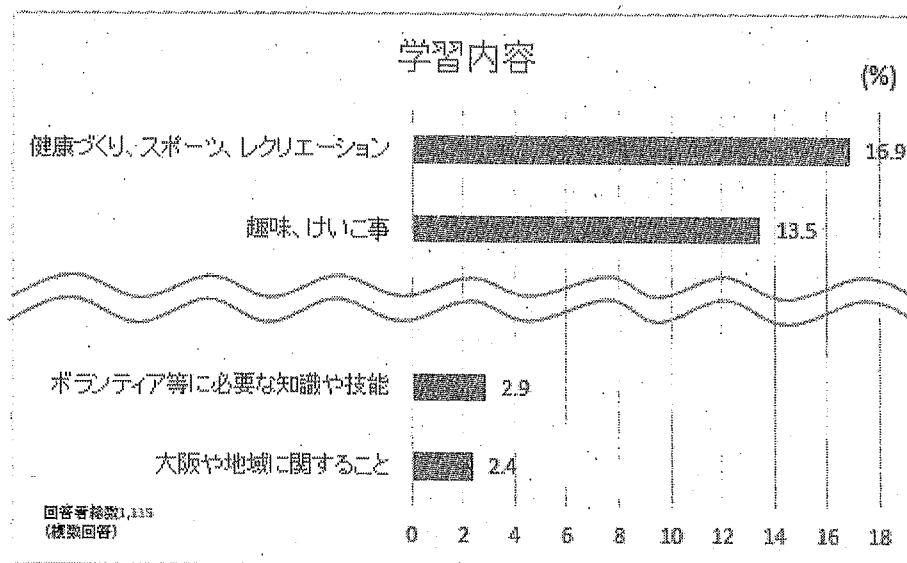
（２）結果の概要

①生涯学習活動の実施率について

「現在、またはこの 1 年間のうちに、一定期間継続した生涯学習活動をしたことがあるか」の間には、45.9%の方が何らかの活動をしたことがあると回答している。継続的な生涯学習の実施率は近年 45%前後で推移している。

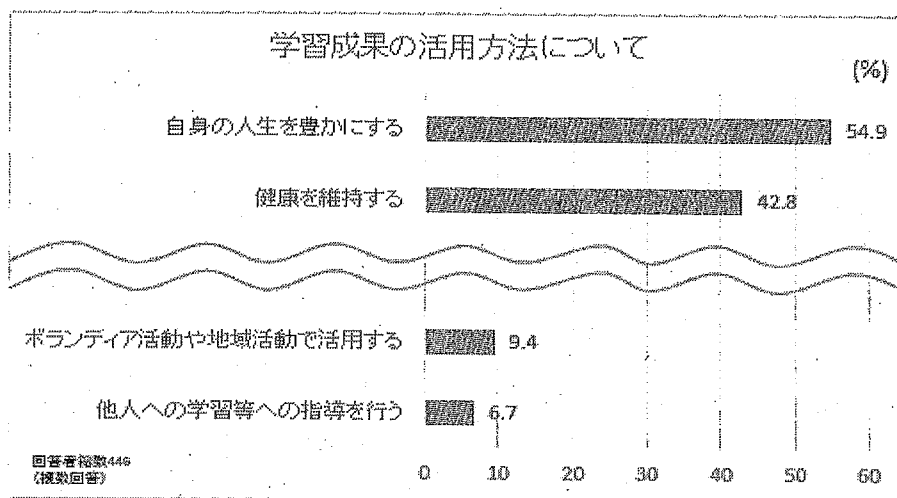
②学習内容について

学習内容としては、「健康づくり、スポーツ、レクリエーション（16.9%）」「趣味、けいこ事（13.5%）」が上位に来ており、「ボランティア等（2.9%）」「大阪や地域に関すること（2.4%）」は低調で、この傾向は前回調査と同様となっている。生涯学習活動において、個人の生活を向上させる側面は重要であるものの、社会や地域との関わりの側面が弱い部分は課題である。



③学習成果の活用方法について

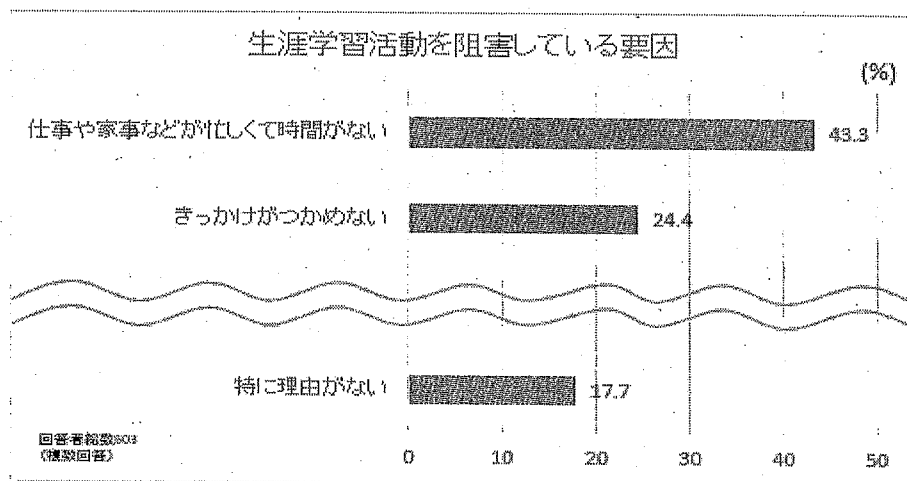
「学習した成果をどのように活用しているか」の間では、「自分の人生を豊かにする（54.9%）」が最も多く、次いで「健康を維持する（42.8%）」となっている。また、「ボランティアや地域活動に活用する（9.4%）」「他人への指導を行う（6.7%）」は低調傾向にあり、学習の成果を社会に還元する面ではなお課題があるとみられる。



④生涯学習活動を阻害している要因について

また、「生涯学習をしていない理由」を尋ねたところ、「忙しくて時間がない (43.3%)」が最も多く、次いで「きっかけがつかめない (24.4%)」という結果になっている。

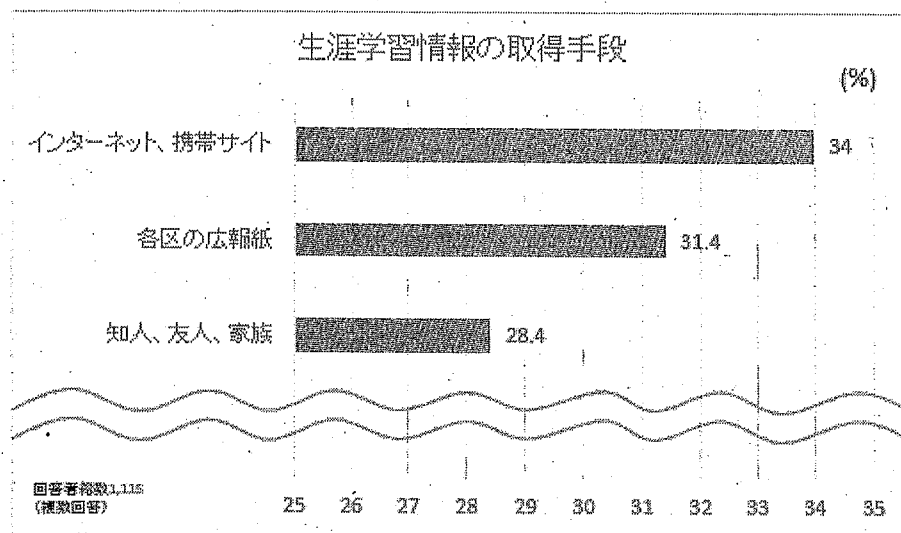
社会の多忙化により、「忙しくて時間がない」はいたしかたない部分もあるものの、従来の講座型の生涯学習だけではなく、たとえば ICT の活用など、時間と場所の制約を受けない学習環境づくりや、子育て層にも参加しやすい環境を整備することなどが必要である。また、そのように間口を広げることにより、「きっかけや理由がない」という課題解消の一助になると考えられる。



⑤生涯学習情報の取得手段について

また、「生涯学習活動をするための情報を得る方法」については、「インターネット・携帯

サイト」が34.0%と最も高く、次いで「各区の広報紙(31.4%)」となっている。また、「知人や友人(28.4%)」という、いわゆる「口コミ」も一定の割合を占めており、コミュニティのつながりのもつ力も少なくない。それぞれの年代の特性などを踏まえつつ、さまざまな媒体をミックスした情報発信が必要であると考えられる。



以上、本章でふれたように、少子高齢化に伴うコミュニティの弱体化や人とのつながりの希薄化、またグローバル化に代表されるように市民・子ども・家庭の多様化によって社会の複雑化が進む中でさまざまな社会的課題も顕在化してきている。今後の地域や学校は、それぞれが閉じたものであっては立ち行かない時代に差し掛かっているといえる。地域と学校がおたがいに開かれた関係の中で手を取り合っていくことが、これからの地域を支え、地域で子どもたちをはぐくむために求められることになる。

第2章 大阪市の教育コミュニティづくりの現状と課題

1 「教育コミュニティ」づくりと「地域と学校の協働」について

子どもは家庭を中心に、学校の教員や、地域の住民に見守られながら、さまざまな経験や学びを通じて成長していくものである。子どもにとって、多くの人と関わり成長していくことは、さまざまな価値観を身につけ、人間性を豊かにし、「生きる力」をはぐくむことにつながる。大阪市においても、そういった地域の教育力を重視し、「市民力」の育成をはじめとして「教育コミュニティ」の実現を目指してきた。

大阪市では、「教育コミュニティ」を、「地域社会の共有財産である学校を核とし、地域社会の中で、さまざまな人が継続的に子どもに関わるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで、子どもの健全な成長発達を促していこうとするもの。かつての地縁的コミュニティに加えて、少子・高齢化等が進む新しい時代のコミュニティとして、学校・家庭・地域社会の協働をめざすものである。」（第3次生涯学習大阪計画）と定義している。

本意見具申では、この「教育コミュニティ」づくりを推進するさまざまな取組のうち、その中核をなしている「地域と学校の協働」活動に焦点を当てる。

本市では、上述した「地域学校協働活動」に先行するものとして、小学校区では「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業、中学校区では「学校元気アップ地域本部事業」がある。さらに、公民館を持たない大阪市は、地域に根差した住民主体の生涯学習活動の拠点として、また「開かれた学校」の具体的取組の一つとして、「生涯学習ルーム事業」を実施している。このほかにも、学校を活動拠点とするさまざまな取組が展開されている。

2 教育コミュニティづくりの現状把握と検証

（1）小学校区教育協議会—はぐくみネット—事業

小学校区における「教育コミュニティ」づくりを目的に、「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」を設置している。

学校・家庭・地域をつなぐ役割を果たす地域ボランティアである「はぐくみネットコーディネーター」を中心に、各組織・団体間の連絡調整や情報収集・発信、会議の準備などを行っている。具体的には、大きく次の4つの取組が進められている。

①学校・家庭・地域の情報共有・意見交換の場づくり

各小学校区の「はぐくみネット」は、地域の諸団体のほか、小学校、PTAの代表者などで構成され、会議などのさまざまな取り組みを通して、学校や地域の子育て・教育活動に関する情報の共有や意見交換を行い、互いに協力しながら活動を行っている。

②学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援

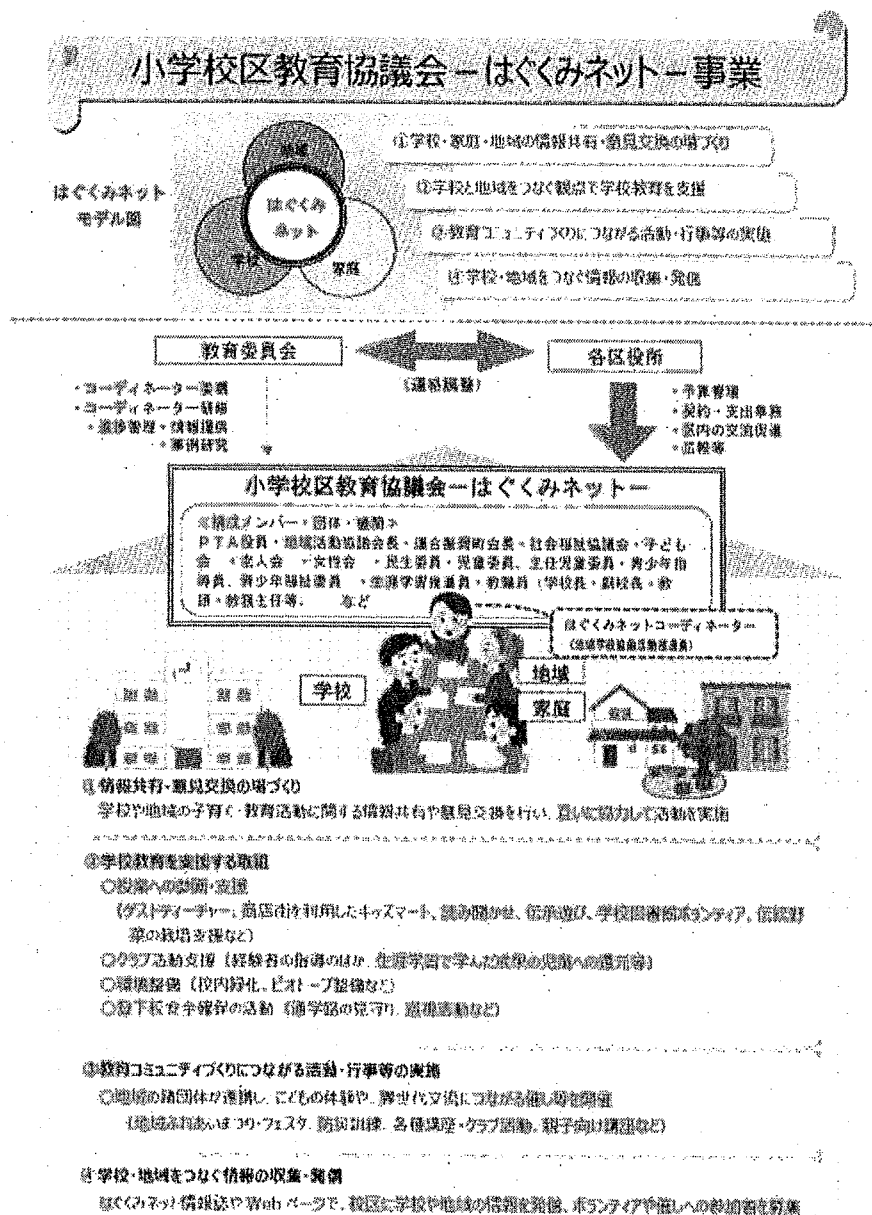
コーディネーターを中心に「はぐくみネット」が学校と地域の間のつなぎ役となり、学校のニーズに応じて地域の方をボランティアとして紹介するなど、学校教育を支援している。

③教育コミュニティづくりにつながる活動・行事等の実施

子どもの体験教室や、大人と子どもが交流する催し、地域の子育て・教育について考える取組など、子どもの成長に役立つ活動を通じて人と人のつながりをつくることを目指し、地域の特性を生かしながら、休日や放課後などに、構成する諸団体が力を合わせて様々な取組を行っている。

④学校・地域をつなぐ情報の収集・発信

地域の住民全体で子育てや教育に関わる情報を共有し、ともに子どもたちを見守り、育てていく機運を高めるために、情報誌の発行などによって情報を発信している。

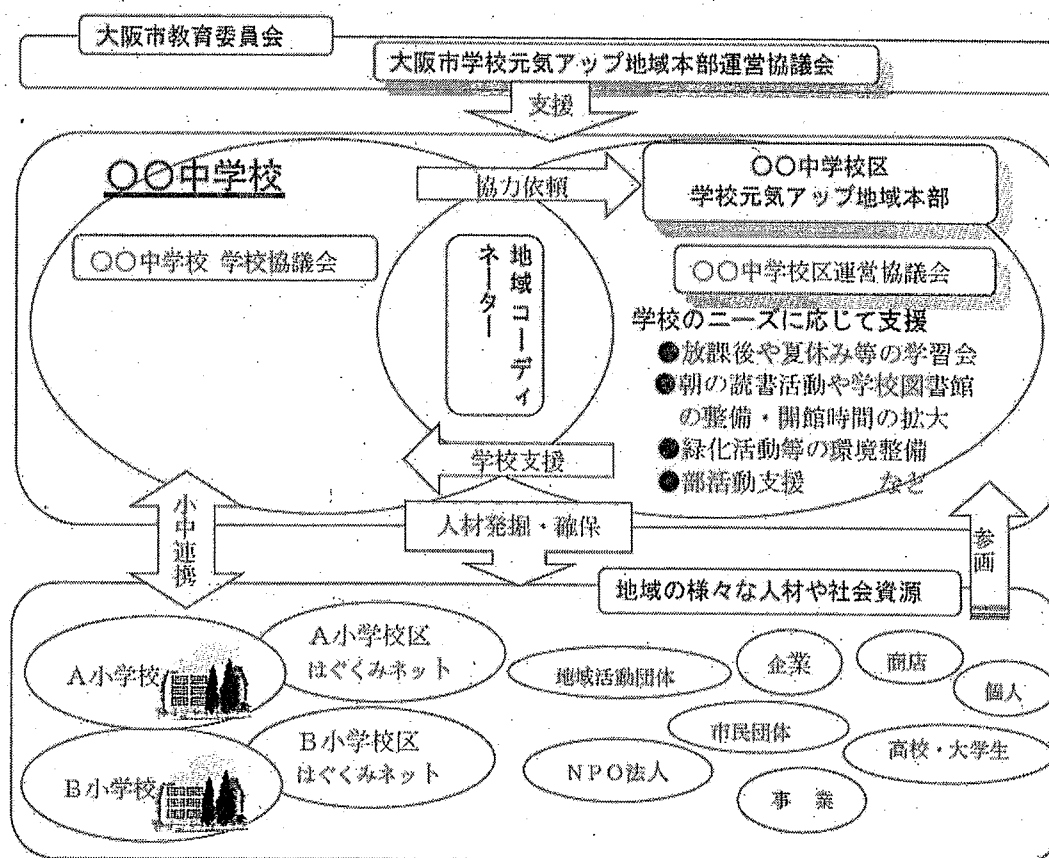


このように、はぐくみネット事業は、ネットワークづくりによって「教育コミュニティ」づくりを推進するものであるがゆえに、その事業目的や活動内容が不明確である、他の事業や活動とのちがいがわかりにくい、形骸化している、認知度が低い、といった指摘も挙げられる。また、保護者の多忙化が進む中、そのように活動内容が多岐に亘るため、任務が十分に理解されにくいなど、活動の中心を担うコーディネーターの人材確保が困難になっている。その他の課題としては、事業予算の確保、学校や区との連携、事業に対する地域と家庭の理解について検討していく必要がある。

なお、「はぐくみネットコーディネーター」については、平成 31 (2019) 年 4 月に、社会教育法第 9 条の 7 第 1 項に規定する「地域学校協働活動推進員」に位置付ける旨、大阪市の要綱改正が行われた。これは、大阪府下では初の事例である。

(2) 学校元気アップ地域本部事業

中学校区に、学校と地域をつなぐ調整役として地域コーディネーターを配置し、地域のさまざまな人材や社会資源を学校教育に活かして、家庭・地域が一体となって学校を支援する仕組みとして「学校元気アップ地域本部」を市内 全中学校区に設置している。



活動内容としては、「学習支援（91%）」「図書室整備、開放（84%）」が多く取り組まれており、その他、「緑化、花壇づくり（45%）」「授業補助（33%）」「部活動支援（28%）」となっている（平成 29（2017）年度実績）。

学校管理職対象のアンケート結果（平成 29（2017）年度）において、「学校元気アップ地域本部事業の実施により、子どもたちの生活習慣の改善や学力の向上などに効果がみられますか」に対して、「よくみられる」29 校（23%）・「みられる」85 校（67%）を合わせると 90%に達している。また、「学校元気アップ地域本部事業を通して、教職員の負担を軽減することができますか」に対しては、「よくできている」29 校（23%）・「できている」73 校（57%）を合わせると 80%に達している。

地域コーディネーター対象のアンケート結果（平成 29（2017）年度）において、「学校元気アップ地域本部事業の地域コーディネーターとしての活動に、やりがいを感じていますか」に対して、「とても感じている」40 校（32%）・「感じている」75 校（59%）を合わせると 91%に達している。

このように、アンケート結果からは事業としての効果は一定評価できるものの、人材の課題として、コーディネーター・ボランティアの確保が難しい、コーディネーターが機能しないと、教員（特に教頭）の負担が増える、といった点が挙げられる。内容面の課題としては、事業に対する教職員の理解に温度差がある、他の学校支援活動との関係を整理する必要がある、学校支援が主であり地域との連携が難しい、といった点が挙げられる。

これらの課題については、「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業の課題と合わせて、社会教育法に位置付けられた「地域学校協働活動」を大阪市としてあらためてどのように進めていくのかを含めて検討を進めていくことが必要である。

（3）生涯学習ルーム事業

生涯学習ルーム事業は地域社会における生涯学習活動の拠点として、地域住民にとって最も身近な小学校の特別教室等諸施設を、児童の学習に支障のない時間帯に活用して、地域の人々の自主的な文化・学習活動や交流の場と、多彩な講座等、学習機会の提供を図ることを目的として実施している。生涯学習大阪計画の中では、市民に最も身近な生涯学習事業に位置づけられており、地域の人々の学習の機会の充実を図り、併せて地域のコミュニティづくりに寄与することも目的としている。また、この事業は、地域ぐるみで子どもを育てていくという観点からも、学校と地域と家庭の連携・協力によって果たす役割が大きいと考えられる。事業の実施にあたっては、市民ボランティアである「生涯学習推進員」が主体となり、地域住民のニーズや地域課題に沿った運営を行うこととなっている。

平成 29（2017）年度は、全小学校区 286 ルームにおいて、全 1,926 講座（延べ実施回数